

#### 今月の特集



1. 育児休業法改正
2. 最低賃金の改定
3. 厚生年金保険料率の引上終了
4. 定時決定

#### 1. 育児休業法の改正

○育児休業の最長2年までの延長が可能になります。

育児休業の原則的な期間は「1歳まで」ですが、平成29年10月1日より、保育園に入れないなどの事情がある場合、会社に申し出ることにより育児休業期間を最長2年まで（1歳から1歳6ヶ月以後も、保育園に入れないなどの場合の再延長として）延長できることとなりました。これに伴い、育児休業給付の給付期間も最長で2歳までとなります。

#### 【事業主】に関する改正内容

1. 育児休業等制度の周知  
事業主は、本人や配偶者の妊娠・出産したことを知った場合は、個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を

周知させるよう努めなければなりません。

#### 2. 育児目的休暇の導入の促進

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設けるように努めなければなりません。

この休暇制度は、法律ですでに定められている、子の看護休暇や年次有給休暇とは別に与えられるものである必要があります。

育児目的休暇の例）配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加の為に休暇など  
この2つの法改正は、今のところ義務ではなく、あくまでも努力義務になります。今すぐに対応策を練る必要はありませんが、時代の流れやニーズに合わせて、労働者が育児との両立をしやすい職場づくりが求められています。

#### 2. 最低賃金の改定

○平成29年度地域別最低賃金が改定されます。

主な地域の改定状況は以下の通りです。

※発効日は都道府県により異なります。

地域	平成28年度	平成29年度	発効
北海道	786円	810円	平成29年10月1日
東京	932円	958円	平成29年10月1日
愛知	845円	871円	平成29年10月1日
大阪	883円	909円	平成29年9月30日
福岡	765円	789円	平成29年10月1日

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。仮に、最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者双方の合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。この最低賃金制度は、雇用形態、性別、国籍などを問わず、事業所で働くすべての労働者に一律に適用されます。また、次の金額は、最低賃金に算入されませんので、注意が必要です。

1. 精皆勤手当、通勤手当および家族手当
2. 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
3. 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
4. 時間外労働、休日労働および深夜労働手当  
なお、派遣労働者には、派遣先の地域別（産業別）の最低賃金が適用されます。

#### 3. 厚生年金保険料率の引上げ終了

○平成29年9月に引き上げられた保険料は、以降18.3%で固定されます。

厚生年金の保険料率は、平成16年から13年間にわたり段階的に引き上げられてきましたが、今年9月を最後に引上げが終了します。

#### 4. 定時決定

一年に一度、各被保険者の標準報酬月額を実際の報酬（給与）と見合ったものにするため、標準報酬の改定が行われます。これを定時決定といい、7月1日現在で使用している全被保険者の、3ヶ月間（4月～6月）の報酬の平均を基礎として決定されます。このとき決定された標準報酬月額は、その年の9月より改定され（9月または10月給与控除分より変更）、原則的には翌年の8月までの各月に適用されます。

～～編集後記～～

名古屋オフィスのある愛知県のお隣の岐阜県は、秋になると美味しい自然の恵みがいっぱいです。中でも「栗きんとん」は秋の定番の和菓子です。栗きんとんを召し上がり、秋を堪能されてはいかがでしょうか。



【発行元】

SATO 社会保険労務士法人 名古屋オフィス  
〒450-0002  
名古屋市千区名駅5丁目21-8 船入ビル7F  
TEL：052-414-5836

本誌掲載記事等の無断転載はご遠慮ください

